

に質問の内容や聞き方等についても十分に検討してください。自分だけでは判断に迷う場合には、指導教員に事前に相談すべきです。聞き取りの際にメモを取ったり、録音する時は、必ず事前に了解を得てください。また、当事者や調査協力者の方の氏名や役職名、伺った内容やいただいた資料の内容などをどこまで公開してよいか、必ず調査時に相談して確認や指示を受けるようにしてください。

③ 調査票を用いた調査にあたって

質問文や選択肢等の作成にあたっては、協力者の感情を害したりすることのないように十分な注意を払ってください。また、安易に作成した質問文や選択肢では、正確で意味ある回答が得られないことが極めて多いことにも注意してください。調査法のきちんとしたテキストを参照するとともに、事前に指導教員や関係者のチェックを受けたり、プレテストを行ってより良い調査票を作る努力を払うことが大切です。

(3) 研究成果の公表とデータの管理

研究で得られたデータの管理法や成果の公表の仕方については、指導教員と十分に相談してください。また複数名共同の成果発表では、共著者全員の合意が必要です。

発表・公開にあたっては、結論の正確さ、妥当性の検討に加えて、プライバシーの侵害や個人情報保護の観点からも、全面的なチェックが必要です。

個人情報の流出は、発表した報告・論文からよりも調査・実験データの管理不十分から起こる危険性の方が高いことに留意する必要があります。調査・実験の実施中に対象者リストや資料を紛失したり、データを研究活動と関係の無い第三者に見られることがないように、十分な注意が必要です。

また、科学研究では再現性が極めて重要です。そのために、生データまで含んだ成果のトレーサビリティの確保が必要です。データを破棄する場合、必ず指導教員と相談し、合意の上、実施して下さい。

なお、卒業論文や修士論文の作成に限らず、レポート作成時においても、これらの留意事項を必ず守ってください。

【参考資料】

■研究倫理教育教材

日本学術振興会ホームページ

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

(上記のページで研究倫理教育が受講可能です)

■教育著作権関連リンク

一般社団法人日本著作権教育研究会ホームページ

<http://www.jcea.info/>

■鳴門教育大学研究者の行動規範

https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00004015/koudoukihan.pdf

■鳴門教育大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応マニュアル

<https://www.naruto-u.ac.jp/research/02/002.html>



■事務担当及び申立等窓口■

■研究倫理教育等に関すること

教務部 学術情報推進課 研究協力係

TEL : 088-687-6078

E-mail : kenkyu@naruto-u.ac.jp

■告発及び申立等に関する窓口

学術情報推進課長

TEL : 088-687-6092

E-mail : rkachou@naruto-u.ac.jp

公正な研究を推進するために 研究倫理について学びましょう



本学に所属する教員のみならず、学部生や大学院生についても、研究を実施する者は研究者としてみなされます。研究者は、研究倫理を遵守し、公正な研究を実施することが求められます。

I 研究倫理教育の意義

科学研究は、信頼を基盤として成立しています。科学者は、他の科学者が、細心の注意を払って集めたデータを、適切に分析し、その結果を正しく報告しているものとして信じています。社会の人々は、科学者たちの公正な研究活動による正しい考察によるものとして、その成果を信じています。もし、こうした信頼が損ねられることがあれば、科学研究そのものの基盤が崩れることとなります。

みなさんも、本資料で取り上げた研究上の倫理をしっかりと学び、公正な研究に取り組んでください。

II 研究活動上の不正行為とは？

「研究活動上の不正行為」とは、研究の立案・計画・申請・実施・報告又は審査の過程で行った、故意又は研究者等としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、データや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用等を指します。

捏造（ねつぞう）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。実際になかったことを事実のように仕立て上げること

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

これらのほか、既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ内容の論文を別の学術雑誌に投稿すること（二重投稿）や、筆頭著者や共著者が適正なオーサーシップに則っていないこと（ギフトオーサーシップ等）なども科学研究上の不正行為とされます。

III 研究活動上の留意事項

1. 研究活動における基本的倫理

研究活動上、一般的に留意すべき倫理事項には、次のようなものがあります。

① 知的な誠実さの保持

確実に正確なデータに基づいて研究活動を進める必要があります。不正確であいまいなデータに基づいて推論を重ねたり、不利なデータを無視したりすることがないようにするには意識的な努力が必要です。

② 著作権・知的所有権の尊重

他者の意見や研究成果について、きちんとした引用をせずに、さも自分のもののように述べることは盗用にあたります。レポート作成であっても無断で文章や図表などをコピー&ペーストすることは許されません。

また、人を対象とした研究領域で特に留意すべき倫理事項には、次のようなものがあります。

③ インフォームド・コンセントの尊重

研究活動に協力・参加していただく人・機関等に対しては、事前にきちんと説明をして了解を得ることが必要です。

④ 協力者らに危害を与えることの回避

研究活動によって、協力者らに身体的、心理的、社会的な危害を与えることは許されません。

⑤ 協力者らのプライバシー、個人情報の保護

協力者のプライバシーを侵害したり、調査・実験で得た個人情報やデータを漏らしたりすることがないように最大限の努力を払うことが必要です。

上記のような研究倫理上の問題が生じた場合、論文の公開の禁止や取り消しが行われることもあります。学生が学習の過程で行う様々な研究活動において、こうした諸原則をきちんと意識して、できる限りの注意を払い、事前に指導教員に相談したり、許可を得るようにしてください。

2. 研究活動の各段階における具体的な注意事項

研究活動の一例としてプロセスに沿って注意すべき事項を説明します。

（1）調査・実験などの依頼にあたって

インフォームド・コンセントの原則に立つことが求められます。次の項目について、事前に明確に伝えた上で了解を得ることが重要です。

① 調査・実験の目的

② 調査・実験の主体、責任者、連絡先

③ 調査・実験結果の利用・発表の仕方

④ 秘密保持、および目的外使用をしないことの約束

⑤ 調査・実験への協力を拒否しても、不利益を被ることはないこと

未成年者など、本人の理解や了解を得ることが難しいと考えられる場合は、ご家族などその代理人となりうる立場の方の了解を得ることが必要です。また、調査票による調査を行う際には、上記の各項目についてわかりやすく明記した文書を添付するのが原則です。

（2）調査・見学などの実施にあたって

① 学校等の見学や活動への参加にあたって

邪魔になったり、万が一にも危害を及ぼすことがないように、十分に注意を払ってください。写真や録音をとる際は、必ず学校関係者の許可を得てください。また許可が得られても、個人が特定されるような写真等は避けるべきです。

学校等の見学の際に、個人情報にも触れている記録・資料などを見せていただく場合、そこで知れた情報については秘密厳守が条件です。報告でその記録・資料の内容について何らかの言及をしたい場合は、何をどこまで記載してよいかについて、その学校関係者に確認し、了解を得ることが必要です。

② 聞き取り調査にあたって

当事者の方々への聞き取り調査では、特にプライバシーの侵害に注意が必要です。また、思わぬ質問や言葉が当事者の心理に悪影響を与えることがあるということを意識し、事前